



ワンストップ相談窓口を開設

子ども支援課 ☎77516819

☎77415342

子育て中の家庭を対象にさまざまな内容の相談を、母子・父子自立支援員が1カ所ですべて受け付ける相談窓口「こどもすくすくスクエア」を子ども支援課内に開設しています。制度やサービスの情報を集めた情報コーナーもあるので、ご利用ください。
 時(月)～金(祝)・年末年始を除く 8時30分～17時 ☎生活や家庭、子どもへの養育就職やキャリアアップなど、さまざまなお相談 ☎市内に在住・在勤・在学の人

「のぼり旗」を作成

危機管理防災課 ☎7755140

☎77519927

健康増進課 ☎7741414

☎77418188

大地震などの大規模災害発生時に、医療機関が診療を行っていることを分かりやすくするため、「診療中」のぼり旗を作成し、上尾市医師会・北足立歯科医師会上尾支部を通じて、各医療機関に配布し、協力をお願いしました。

なお、医師会・歯科医師会に加入

していない医療機関で、のぼり旗の配布を希望する医療機関は、健康増進課へ連絡してください。



「診療中」のぼり旗

平成30年度教科書展示会

指導課 ☎7759672

☎7755633

市教育委員会では、公立小・中学校で使用する教科書の見本などを展示します。 ☎6月15日(金)～29日(金)11～18時(予定)(25日(月)を除く。29日は14時まで) ☎コミュニケーションセンター

国民健康保険税の所得申告

保険年金課(国保資格・課税担当)

☎78216471

☎77519927



国民健康保険(国保)税は、国保加入者の前年(平成29年1月1日～12月31日)中の所得金額などを基に算定します。所得税や市・県民税を期

おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・☎775-9861

平成30年春の叙勲・褒章、第30回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

平成30年春の叙勲

旭日小綬章

永吉 勇(地方自治功労)

瑞宝小綬章

小野田喜男(郵政事業功労)

橋本 光一(総務省行政事務功労)

前島 富雄(教育功労)

瑞宝双光章

加々美健一(教育功労)

高津戸幸一(郵政事業功労)

福岡 康矩(郵政事業功労)

平成30年春の褒章

藍綬褒章

野川 隆幸(産業振興功績)

第30回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

新井 稔(警察功労)

高田 忠一(警察功労)

瑞宝単光章

太田 好徳(警察功労)

菊池 誠(警察功労)

竹原 悠慈(警察功労)

永井 正児(警察功労)

西澤 弘治(警察功労)

日までに申告した人は、その申告内容で算定しますが、申告が済んでいない人は、税務署または市民税課で申告をしてください。

国保税には、一定所得以下の世帯

に掛かる税額を軽減する制度があり、軽減の判定には世帯主と加入者全員の前年所得の申告が必要です。税法上申告の必要がない人(確定申告や市・県民税の申告書などで扶養者になっている配偶者と16歳以上の人も、国保税の所得申告が必要で

す。対象者には申告書を6月中旬に郵送しますので、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ提出してください。

申告をする時期によっては、国保

税の税額が年度途中で変更になることがありますので、早めに申告をしてください。

国民健康保険 被保険者証を更新

保険年金課(国保資格・課税担当)

☎78216471

☎77519927

8月1日(水)から、1年間使える国民健康保険(国保)被保険者証を更新します。新しい被保険者証(青色)は、6月下旬から順次、簡易書留で郵送します。

■国保から勤務先の健康保険への変更

【必要書類】国保被保険者証、勤務先

の被保険者証、本人確認ができる物、脱退者と世帯主のマイナンバーが分かる物 **【受付窓口】** 保険年金課または各支所・出張所

■被保険者証の様式変更

国保制度が改正され、新たに埼玉県が上尾市とともに保険者となったことに伴い、被保険者証の様式が変更になります。

埼玉県
国民健康保険(兼高齢) 被保険者証(受給者証)

有効期限 平成 年 月 日
交付年月日 平成 年 月 日

記号 番号 適用開始 平成 年 月 日
フリガナ 年月日

氏名 生年月日 昭和 年 月 日 性別
(一部負担金) (平成) (発効期日 平成 年 月 日)

世帯主名 住所

保険者番号 交付者名 上尾市印

新しい被保険者証(イメージ)

■70歳以上の国保加入者

70歳の誕生日の翌月(1日生まれの人)は誕生日から75歳の誕生日の前日までは、国保被保険者証兼高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、負担割合が2割(誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)または3割になります。負担割合を判定する所得基準は下表のと

おりです。負担割合の判定は、同一世帯に属する70〜74歳の国保加入者の所得を基準に行うため、同一世帯の70〜74歳の人は同じ負担割合になります。*同一世帯内の70〜74歳の人が国保を加入・脱退した時や、所得額などの変更があった時は、負担割合をさかのぼって変更すること

自己負担割合	判定基準/本人または同一世帯(70〜74歳)国保加入者
3割 (現役並み所得者)	市・県民税課税標準額が145万円以上の人
2割 (誕生日が昭和19年4月1日までの人は1割)	●市・県民税課税標準額が145万円未満の人 ●平成27年1月2日以降に70歳を迎える人がいる世帯で、 旧ただし書き所得 (注)の合計額が210万円以下の人

(注) 総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

ごみ収集カレンダーを配布

西買塚環境センター ☎781-9141 ☎781-9166

平成30年度「上尾市ごみ収集カレンダー」(7月1日〜2019年6月30日分)を6月中に配布します。カレンダーは住んでいる地域(4地域)の収集日程に合わせて作成していま

す。ルールを守り、必ずカレンダーの日程に従ってごみを出してください。

児童手当現況届の提出を

子ども支援課 ☎775-5120 ☎774-5342

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。現況届は、6月1日現在の状況(児童の養育状況、所得、加入している年金の種類)を確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するものです。該当者には6月初旬に現況届を郵送しますので、必要事項を記入後、提出してください。提出が

ないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。【提出期間】6月1日(金)〜30日(土)【提出方法】同封の返信用封筒で郵送または直接、子ども支援課、各支所・出張所へ ※必要に応じて健康保険証の写しなどの書類を添付してください。 ※市ホームページから電子申請することもできます。電子申請にはマイナンバーカードと、マイナンバーカードに対応するスマートフォンまたはICカードリーダーが必要ですよ。



市職員を募集

平成30年10月採用予定

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

【第1次試験日】7月22日(日) ※試験時間と会場は、申込時にお知らせします。第2次試験は、第1次試験合格者を対象に実施します。

【試験内容】公務員として必要な知識について、活字印刷文による教養試験、専門試験(土木・建築だけ)、性格適性検査、作文試験を行います。

【申し込み方法】申込書(職員課、各支所・出張所、図書館本館にある。市ホームページからダウンロードも可)に証明書用写真(縦4×横3㍉)2枚を貼り付けて、6月18日(月)・19日(火)の9〜16時に申し込む ※受験資格、申込受付場所などは、市ホームページまたは受験案内をご覧ください。

※採用予定日は、場合によっては平成31年4月になることもあります。

【職種と採用予定人数】

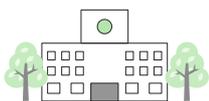
職種	人数
一般事務(身体障害者)	1人
土木	2人
建築	1人
看護師(乳幼児保育業務)	1人

時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

「学校施設ミーティング」の委員を募集

教育総務課 ☎775-9473
☎776-2250

市の学校施設の現状と課題の理解と、これからの学校施設の更新の在り方(改築、再編、複合化、長寿命化他)、将来像について考えるタウンミーティング「学校施設ミーティング」の委員を募集します。【募集期間】6月11日(月)～7月13日(金) 6月1日現在、市内に在住・在勤の人 定4人 【任期】9月～平成31年3月(予定) 申込書(教育総務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、レポート(様式自由。テーマ「上尾市の学校施設の今後の在り方について」400字程度を作成して、直接(由)を除く)か郵送(7月13日消印有効)またはファクス、メールで教育総務課(〒362-8501本町3-1-1、☎5721000@city.ageo.lg.jp)へ ※書類選考の上、8月中旬頃までに全員に結果を通知します。【会議】9月～平成31年2月ごろの平日19～21時(2時間を年3回程度) ※報酬や謝礼、交通費などはありません。



年金振込通知書の郵送

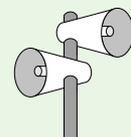
大宮年金事務所 ☎65213399
ねんきんダイヤル ☎0570-051165

年金振込通知書は、金融機関などの口座振り込みで年金を受け取っている人に、毎年6月に1年分の年金支払額などをお知らせするものです。年金支払額に変更があったときは、その都度、当月と次回以降の年金支払額などを記載した通知書を郵送します。

年金から特別徴収(天引き)されている保険料(税)額と個人住民税額については、左表の担当課に問い合わせてください。

保険料(税)	担当課	電話	ファクス
介護保険料	高齢介護課	775-5127	776-8872
国民健康保険税	保険年金課	782-6471	775-9827
後期高齢者医療保険料		775-5125	
個人住民税	市民税課	775-5131	775-9846

防災行政無線を用いた緊急情報の伝達訓練



危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

市では、地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。☎7月5日(木)10時ごろ ☎下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内128カ所に設置してある防災行政無線から、最大音量で一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「こちらは、防災上尾です」
- ②「ただ今から訓練放送を行います」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。これは訓練放送です」を3回
- ⑤「これで訓練放送を終わります」
- ⑥「こちらは、防災上尾です」

埼玉県後期高齢者医療 歯科健康診査

保険年金課(高齢者医療担当)

☎775-5125
☎775-9827

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、対象の被保険者に対して、歯科健康診査を実施します。お口の健康は、全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。☎7月1日(日)～平成31年1月31日(木) 所埼玉県歯科医師会加入の実施医療機関 対平成29年度に75歳になった後期高齢者医

療制度の加入者(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ) ※平成30年度の市成人歯科健康診査を受診できませんので注意してください。 ※対象者以外の加入者は、平成30年度の市成人歯科健康診査を受診してください。詳しくは「平成30年度上尾市健康カレンダー」14ページをご覧ください。☎後期高齢者医療被保険者証、お薬手帳、埼玉県後期高齢者医療広域連合からの歯科健康診査に関する郵送物一式(6月下旬に対象者へ郵送) 申希望する実施医療機関に直接予約 ※市外の歯科医院でも受診できます。

市長通信 輝く!
あげお

妊娠期からの寄り添い支援「あげお版ネウボラ」

4月から「あげお版ネウボラ」として「子育て世代包括支援センター」を開設しています。「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味するフィンランド発祥の子育て支援体制のことです。

「あげお版ネウボラ」は、子ども支援課と東保健センターの2カ所にあります。妊娠届の受領機会などを活用し、母子保健コーディネーターが全ての妊婦さんと面談した上で、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じています。子育てのスタートともいえる母子健康手帳をお渡しする際に、妊婦さんとゆっくり向き合い、さまざまな不安や悩みなどを伺い、関係機関と連携を図りつつ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。



子育て支援の大切さを実感しました



私たちがお話を伺います

この4月だけで約150件の相談を行いました。初めての子育てはもちろんのこと、2人目、3人目の子育てにも戸惑いを感じることはたくさんあると思います。そんな時、母子保健コーディネーターは心強い存在になってくれます。産前・産後・育児のことで何か困ったことがありましたら、ぜひ相談してください。

上尾市が「子育て世代が頑張れる街」となるよう、今後さらなる支援の充実に努めていきたいと思っています。

(子ども支援課 ☎775-5294 / 東保健センター ☎774-1414)

市長 畠山 稔



上尾市出身・的場浩司さん協力!
あげおスイーツ「ダック和ース」

新商品を
限定販売!

商工課 ☎777-4441・☎775-5024
上尾商工会議所 ☎773-3111・☎775-9090

* 販売店舗 *

店舗名	営業時間	住所
駿河屋	7:00~19:00 ※(月)定休です。	愛宕1-27-6
むなかた宗水庵	8:00~18:00	柏座4-6-13
彩葉庵おおき春日本店	9:00~19:00	春日2-11-25
おかのえいせん 岡埜栄泉	10:00~18:00 ※(月)定休です。	富士見2-16-12
パティスリージュイール	9:30~20:00 (日)祝は19:00まで ※(水)定休です。	本町5-13-27
パティスリージョゼ	10:00~20:00 ※(月)定休です。	中妻1-12-8 北上尾マンションA
パティスリーアンジェ 上尾店	9:30~20:00 ※(火)定休です。	井戸木2-19-1
パティスリーアンジェ 桶川坂田東店	9:30~20:00	桶川市坂田東2-14-10

※各店舗での販売限定数に達し次第、終了します。
※予約販売や取り置きによる販売はできません。
※各店舗の都合により、定休日や臨時休業などの場合があります。
※多くの皆さんにお召し上がりいただくため、販売状況によっては、1人当たりの購入数を制限する場合がありますので、ご了承ください。

4月1日 上尾市手話言語条例を施行

障害福祉課 ☎775-5122・FAX776-8872

4月1日に上尾市手話言語条例が施行されました。手話は、話し言葉と同じように言語です。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を促進し、手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民や事業者の役割を明確にし、ろう者とろう者以外の人が生産することのできる地域社会の実現を目指します。

市の責務

市は、手話に対する理解を深め、手話の啓発を図り、市民が手話を使用することができる環境を整備するために必要な施策を推進します。

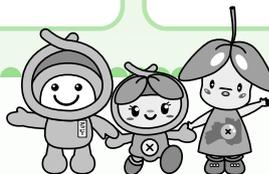
市民の役割

市民は、手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の人とが共に暮らしやすい地域社会の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

事業者は、基本理念を尊重した上で、ろう者が利用しやすいサービスの提供・ろう者が働きやすい環境の整備に努めます。

手話って何だろう？



Q. 手話とは何ですか？

A. ろう者が使っている言語で、日本語とは異なった独自の語彙や文法体系を持っています。

Q. 手話は全国共通ですか？

A. 日本語でも年齢や地域によって違う表現が見られるように、手話にも年齢や、地域によって違う表現（いわゆる方言）が見られます。

Q. ろう者とはどういう人ですか？

A. 耳が聞こえない人々のうち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人のことです。

Q. 手話言語条例が成立した自治体はどれくらいですか？

A. 手話言語条例は全国179の自治体(22道府県/1区/137市/19町)で成立しています。

番外編

～手話のあいさつの一部を紹介～

こんにちは



ありがとう



(平成30年5月10日現在)
〈出典〉全日本ろうあ連盟



上尾市聴覚障害者協会の皆さん



平成30年度 事務区長を委嘱

市民協働推進課 ☎775-4539・FAX775-0007

市内を114の区域(事務区)に分けて、その代表を事務区長として委嘱しています。事務区長は、事務区と行政を結ぶ連絡調整の役割を担っています(下表参照。敬称略、太字が各地区区長会長)。

上尾地区	
事務区	氏名
緑丘	武藤 昭夫
緑丘五丁目	山根 充夫
上町	田澤 信八
宮本町	小林 仁
仲町一丁目	岡田 貞夫
仲町二丁目	廿浦 章
愛宕一丁目	田中 功
愛宕二丁目	宮本 利章
愛宕三丁目	西谷 猛
栄町	近藤 勝巳
日の出	菊池 廣一
東町	高山 國男
陣屋	内山 茂代
二ツ宮一区	菊池 紀夫
二ツ宮二区	金子 範義
向原	石曾根 福吉
本町一・二丁目	戸枝 伸之
本町三・四丁目	今川 茂
本町五・六丁目	池田 優
春日	澤畑 稔裕
柏座一丁目	朽木 智
柏座二丁目	岡村 悦子
柏座三丁目	永倉 隆志
柏座四丁目	刀根 正克
谷津一丁目	新井 邦男
谷津二丁目	皆見 修
富士見	平田 秀明
富士見団地	中川 秀夫
原新町	矢澤 元夫
根貝戸団地	篠原 紀元
上尾東団地	堂原 芳春
ソフィア上尾	玉井 篤

パーク上尾	飯野 哲弘
レック上尾	伴 義明
フィリア上尾	宮内 誠
E-ジ オタウン	木村 澄代
ピッコウ上尾駅前	上野 禎
平方地区	
事務区	氏名
南	永島 廣忠
下宿	三ッ木 秀之
上宿	神山 忍
新田	町田 利男
上野	中田 勝己
平方領々家	小川 晴久
上野本郷	植竹 光吉
西貝塚	栗原 榮二
丸山団地	吉澤 和枝
原市地区	
事務区	氏名
第一区	高村 彰
第二区	宮崎 年三
第三区	石川 進
第四区	黒須 明
第五区	矢倉 千代次
第六区	宮島 孝夫
第七区	鈴木 礼三
第八区	黒須 実
第九区	下里 良男
第十区	山崎 秀夫
柳通り北区	名取 邦光
大石地区	
事務区	氏名
小泉	後藤 和夫
下芝	三瓶 明
中分	岡田 武夫

藤波	柳川 精延
井戸木	松井 紘二
中妻	細野 豊
浅間台	西脇 正典
弁財	田中 崇
小敷谷東部	木内 三郎
小敷谷西部	高桑 初雄
畔吉東部	田邊 博幸
畔吉前原	西村 俊晴
畔吉新田	大井川 健一
畔吉雲雀	藤波 政明
領家東部	藤波 和夫
領家西部	関根 康夫
三井	富川 喜久
サニータウン	原 光一
泉台	田澤 六三
上平地区	
事務区	氏名
町谷	大久保 林一
宮の下	小川 厚則
上郷	高橋 正一
箕の木	高山 孔一
上新梨子	坂牧 功
久保	和泉 安夫
西門前	前島 暁
南	鴨田 二三男
南新梨子	鴨田 和幸
下組	岡田 和信
北中地	石井 幸男
新田	金子 武
上組	長島 喜久夫
須ヶ谷	市ノ川 亨
上平塚	石野 知子
中平塚	井上 始郎

下平塚	神田 清二郎
ビレッジハルス尾	柳橋 節男
上尾第一団地	長塚 正明
シラコバト団地	鵜殿 不盡彦
錦町	堀越 雅夫
大谷地区	
事務区	氏名
地頭方	大内 誠
壱丁目	眞橋 得郎
今泉	武藤 政春
東今泉	塚田 和男
向山	小川 輝男
大谷本郷	松本 晴光
堤崎	葛西 浩
中新井	野原 吉明
戸崎	長澤 不二夫
西宮下一区	堀井 吉政
西宮下二区	高橋 秀治
川	星野 章
戸崎団地	後川 金二
原市団地地区	
事務区	氏名
原市団地	栗田 尚
尾山台団地地区	
事務区	氏名
尾山台団地	尾上 道雄
西上尾第一団地地区	
事務区	氏名
西上尾第一団地	鈴木 照子
西上尾第二団地地区	
事務区	氏名
西上尾第二団地	小野 博

県ドクターヘリコプター 臨時ヘリポート

警防課 ☎775-1331
☎775-2230

2月に県ドクターヘリコプター（ドクターヘリ）の臨時ヘリポートとして、新たに富士見・瓦葺小学校、大石南中学校を登録しました。臨時ヘリポートは、ドクターヘリと救急隊が合流するためのものです。

ドクターヘリで医師と看護師が救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命処置を行うことは、救命率の向上や後遺症の軽減につながります。

【登録施設】県上尾運動公園サブグラウンド／上尾南高校／上尾鷹の台高校／平方スポーツ広場／上平公園多目的広場／小泉氷川山公園／中央小学校／富士見小学校／瓦葺小学校／大石南中学校 ※ドクターヘリを運航する場合は、救急車の他に消防車が臨時ヘリポートに出動します。ドクターヘリが安全に離着陸するため、ご協力をお願いします。



市・県民税の納付は6月から

市民税課 ☎775-5131
☎775-9846

平成30年度の市・県民税（住民税）額を6月に決定します。課税される人には、次の①～③の各通知書で年税額などをお知らせします。

また、昨年度の申告内容や収入の種類などにより、年税額を複数の方法で納付する場合がありますので注意してください。 ※通知書が届かない場合は市民税課に確認してください。なお、非課税となる人に通知書は送付しません。

■通知書、納付方法

①給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（勤務先から配布）／6月～2019年5月の毎月の給与から、市・県民税を12回に分けて特別徴収（天引き）します。

②公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書（市から郵送）／4月～平成31年2月の各支給月に支給（6回）される公的年金から市・県民税を天引きします。なお、4・6・

8月は、前年度に通知した仮徴収税額を天引きします。②に加え①の方法でも納付する人は、②の通知書に内訳が記載されています。

8/4^土
開催

市制施行60周年記念

あげお花火大会の協賛者を募集

市観光協会 ☎775-5917・☎775-5024

誕生（出産）、入学（園）、卒業（園）、合格、成人、入社、結婚、定年などの記念に花火を打ち上げてみませんか。協賛していただいた人は、大会当日、会場内の協賛者席へ招待します。また、協賛者名とメッセージは、花火大会リーフレットに掲載し新聞折り込みでお知らせする他、花火大会会場（平方地区の荒川河川敷）で放送します。☑申請書（市観光協会にある。市観光協会ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入し、必要書類を用意して、6月22日（金）までに直接またはファクスで市観光協会へ ※詳しくは、市観光協会へ問い合わせてください。

【花火の種類と金額（1発当たり）】

種類	金額
3号玉	5,000円
4号玉	10,000円
5号玉	15,000円
7号玉	30,000円
10号玉	60,000円
10号玉（2発）	100,000円
スターメイン	300,000円
大スターメイン	600,000円
特大スターメイン	1,000,000円

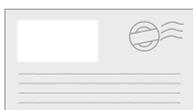


③納税通知書（普通徴収分）（市から郵送）／年税額のうち、①②以外の

税額を4回に分けて納付書または口座振替で納付します。③に加え①ま

たは②の方法でも納付

する人は、③の通知書の1枚目に内訳が記載されています。



平成29年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

総務課 ☎775-4963・FAX775-9819

市民の知る権利を尊重し、市民に信頼される開かれた市政の発展を目的に情報公開制度を設けています。また、個人の権利・利益の保護と、公正で信頼される市政を推進するため、個人情報保護制度を設けています。

■情報公開制度

市が保有している行政文書を請求または申し出に基づいて公開する制度です。平成29年度の公開の請求・申し出の処理件数は、258件でした(表1)。

公開の請求または申し出を受けた行政文書は、原則として全て公開することになっていますが、特定の個人が識別される個人情報や法令などの規定により公にすることができない情報などが含まれる行政文書は、非公開になる場合があります。

●**対象の行政文書** 市職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、磁気テープ、磁気ディスクなどです。

【表1】行政文書の公開についての運用状況 (平成30年3月末現在)

実施機関	受付区分	受付件数	処理件数							未処理件数
			公開	部分公開	非公開(文書を寄附)	適用除外	取り下げ	存否応答拒否	計	
市長	請求	53	22	25	6	0	0	0	53	0
	申出	94	29	55	5	1	4	0	94	0
	合計	147	51	80	11	1	4	0	147	0
教育委員会	請求	98	27	28	41	0	2	0	98	0
	申出	4	1	3	0	0	0	0	4	0
	合計	102	28	31	41	0	2	0	102	0
水道事業の管理者の権限を行う市長	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	4	0	3	1	0	0	0	4	0
	合計	4	0	3	1	0	0	0	4	0
消防長	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	4	2	2	0	0	0	0	4	0
	合計	4	2	2	0	0	0	0	4	0
議会	請求	1	0	1	0	0	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	0	1	0	0	0	0	1	0
合計	請求	152	49	54	47	0	2	0	152	0
	申出	106	32	63	6	1	4	0	106	0
	合計	258	81	117	53	1	6	0	258	0

※「請求」とは市内に在住か在勤または在学の人などが、平成12年4月1日以後に市が作成または取得した行政文書の公開を求めることをいい、「申出」とは請求権のない人が行政文書の公開を求めること、または平成12年4月1日以前の行政文書の公開を求めることをいいます。

※上記以外の実施機関は実績がありません。

●**請求または申し出の方法** 情報公開コーナー(市役所1階)または各担当課で、請求書または申出書を用いています。市は請求または申し出があった日から起算して15日以内に公開・非公開の決定をし、請求者または申出人に文書で公開の日時を、非公開の場合はその理由をお知らせします。

●**審査請求** 請求した人が非公開または部分公開とした決定に納得できない場合には、審査請求をすることができます。原則として弁護士などの専門家で構成された審査会に内容の調査・審議を諮問し、その答申に基づいて裁決します。平成29年度には審査請求が1件あり、教育委員会に対するものでした。

■個人情報保護制度

市が保有する個人情報の取り扱いの基本的なルールを定めたものです。これにより個人情報を保護する措置を徹底するとともに、自分の個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障しています。平成29年度の個人情報の開示請求の処理件数は40件で、個人情報の訂正などの請求はありませんでした(表2)。

収集する個人情報は、事務を行うに当たって必要な範囲内の個人情報です。思想、信条など内心の自由についての個人情報や社会的差別の原因となる可能性のある個人情報は、原則として収集していません。

【表2】個人情報の開示などの運用状況 (平成30年3月末現在)

実施機関	受付件数			処理件数						未処理件数
	受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	計	
市長	38	0	38	13	19	1	3	2	38	0
教育委員会	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
消防長	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
合計	40	0	40	13	21	1	3	2	40	0

※上記以外の実施機関は実績がありません。

■会議公開制度

市が設置する各種の審議会・委員会・協議会などの会議を原則として公開するものです。

「会議開催のお知らせ」を情報公開コーナーと各支所・出張所に掲示します。傍聴希望の人は、会議の当日、直接会場においでください。平成29年度の運用状況は(表3)のとおりです。

【表3】会議の公開の運用状況

区分	公開	審議事項によっては非公開となる	非公開
開催件数	112	8	226
傍聴人数	33	1	-

※非公開の会議の開催件数226件中215件は、介護認定審査会の会議の開催件数です。

ご利用ください 高齢者サービス

高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872



高齢者が自立し、生きがいをもって生活が送れるように支援するとともに、その家族の介護負担を軽減するためのサービスです。詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。※サービスはいずれも市内に住所がある人が対象です。

利用できる施設

●老人福祉センターことぶき荘(☎776-2265)

☑健康増進とレクリエーション(無料入浴あり) ☑60歳以上の人 【開館日】(月)~(金)9時30分~16時(敬老の日を除く(祝)と12月28日~1月4日は休館) ※詳しくは、ことぶき荘にお問い合わせください。

●老人だんらんの家

☑地区集会所他 ☑高齢者同士の交流 ☑該当事務区内のおおむね60歳以上の人

手当・給付など

●日常生活用具の給付

☑火災警報器、自動消火器、電磁調理器の給付(事前に防災の配慮が必要かどうかの調査あり) ☑おおむね65歳以上の在宅で寝たきりまたは一人暮らしの人 ※世帯を構成する全員が住民税非課税であることが条件です。☑給付内容ごとの基準額を超えた場合は、自己負担あり

●要介護高齢者手当の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(医療機関や介護保険施設などの入院・入所者を除く) ※世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であることが条件です。 ※要介護高齢者介護者慰労金の支給を受けている人を除きます。

●要介護高齢者介護者慰労金の支給

☑年3回(8・12・4月)、月額1万円(申請月から)を支給 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(医療機関や介護保険施設などの入院・入所者を除く)と同居し、常時介護している人 ※要介護高齢者手当の支給を受けている人を除きます。

●住替家賃の助成

☑民間賃貸住宅に住み、取り壊しにより転居を求められた高齢者世帯に、転居後の家賃の一部を1年間助成(転居先は民間賃貸住宅に限る) ※立ち退き請求があった時点での相談が必要です。【助成金額】転居後の住宅の月額家賃から転居前の住宅の月額家賃を減じた額(月1万円を限度) ☑市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の一人暮らしの人または65歳以上の人を含む60歳以上で構成する世帯(世帯の生計中心者の前年度分の市民税所得割が非課税の世帯) ※生活保護を受けている人を除きます。

●紙おむつ券給付

☑市指定の薬局または薬店で紙おむつと交換できる4,690円相当の紙おむつ券を、申請月から月1枚給付 ☑65歳以上で、介護保険で要介護4・5の人(医療機関や介護保険施設などの入院・入所者を除く)で、世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税であること

●敬老祝金の贈呈

【贈呈額】75歳/5,000円、77歳/10,000円、88歳/20,000円、99歳/30,000円、100歳以上/50,000円 ※9月中旬に民生委員が届けます。☑8月31日現在、市内に引き続き1年以上住民登録がある75・77・88・99歳、100歳以上の人

その他のサービスなど

●徘徊高齢者等探索サービス

☑高齢者が所在不明になった時、居場所が確認できる位置探索端末機を貸与 ☑おおむね65歳以上の在宅の徘徊高齢者か初老期認知症の人を介護している人 ☑月額237円(開始時負担額2,160円)または334円 ※希望した業者により上記のいずれかの額になります。

●緊急通報システム

☑緊急通報機の貸与 【機器使用料】月額1,296円(世帯の生計中心者(所得の最も多い人)が所得税非課税の世帯は無料) 【通話料】自己負担 ☑市内に住所があり、おおむね65歳以上で日常生活上、常時注意が必要な人、または外出困難な在宅の重度身体障害者

●いきいきクラブ

☑事務区を単位に活動している自主組織のクラブで、新しい仲間づくりや生きがいづくり・健康づくりを目的に、スポーツ、レクリエーション、趣味活動、ボランティアや地域活動を実施 ☑おおむね60歳以上の人

●ヘルプカード

☑高齢者や障害のある人(難病患者を含む)などが、災害時や緊急時、日常生活の中で困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード

●あんしん証

☑顔写真入りで、公共施設の料金割引時の年齢確認や、外出時の緊急連絡カードとして利用可能なカード ☑60歳以上の人

財政事情を公表

財政課

☎775-4247・☎776-8873

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などがどのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。今回の収支状況な

どは平成30年3月31日現在のもので、4月1日～5月31日の出納整理期間の収入・支出は含まれていません。その分を含めた平成29年度決算は『広報あげお』12月号でお知らせします。

■会計別の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入済額	収入率(%)	支出済額	執行率(%)
一般会計	638.5	560.4	87.8	567.1	88.8
国民健康保険	255.2	235.9	92.4	249.1	97.6
介護保険	150.3	150.5	100.1	133.8	89.0
公共下水道事業	58.3	40.2	69.0	42.8	73.4
後期高齢者医療	26.5	25.8	97.4	24.7	93.2
合計	1,128.8	1,012.8	89.7	1,017.5	90.1

■水道事業会計の収支状況

(単位:億円)

会計名	予算現額	収入・支出済額	収入・執行率(%)
収益的収入	44.4	44.6	100.5
収益的支出	43.7	38.8	88.8
資本的収入	1.7	1.7	100.0
資本的支出	19.1	16.4	85.9

■一般会計の収支状況明細

平成30年3月31日現在の市民1人当たりの支出額は約24万8,000円です。

●歳入

(単位:億円)

款	予算現額	3月末収入済額	収入率(%)
市税	305.1	305.2	100.0
国庫支出金	99.2	92.0	92.7
市債	67.0	4.2	6.3
県支出金	39.6	31.8	80.3
地方消費税交付金	33.4	33.7	100.9
地方交付税	28.7	30.6	106.6
繰越金	26.8	26.8	100.0
諸収入	12.4	9.8	79.0
使用料及び手数料	6.3	6.2	98.4
地方譲与税	3.8	3.9	102.6
その他	16.2	16.2	100.0

- 市税…個人や法人が市に納める税金
- 国庫支出金…国と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 市債…道路や学校などの整備を行うために銀行などから借りのお金
- 県支出金…県と市が共同で行う事務・事業に交付されるお金
- 地方消費税交付金…消費税のうち一定割合(8分のうち0.85分)が人口などに応じて全国の市町村に交付されるお金
- 地方交付税…一定水準の行政サービスを提供するため、国から交付されるお金
- 繰越金…前年度の会計から持ち越されたお金
- 諸収入…市の預金利子や貸付金の元金収入など、他の収入には含まれないお金
- 使用料及び手数料…施設の使用料や住民票などを取得する時にかかる手数料
- 地方譲与税…国税として徴収される自動車重量税などのうち、市に譲与されるお金

●歳出

(単位:億円)

款	予算現額	3月末支出済額	執行率(%)
民生費	287.0	266.8	93.0
総務費	89.8	82.0	91.3
公債費	64.5	61.0	94.6
土木費	59.4	39.2	66.0
衛生費	54.9	42.5	77.4
教育費	45.7	41.8	91.5
消防費	25.6	23.5	91.8
商工費	4.7	4.2	89.4
議会費	4.5	4.3	95.6
農林水産業費	1.9	1.8	94.7
予備費	0.5		

- 民生費…保育所の運営、高齢者や障害のある人へのサービス提供などの費用
- 総務費…選挙、戸籍、徴税、庁舎管理などの費用
- 公債費…借り入れたお金の返済などの費用
- 土木費…道路、河川、公園の整備・管理、都市整備などの費用
- 衛生費…ごみ・し尿の処理、環境対策、健康推進などの費用
- 教育費…学校、図書館、公民館などの管理・運営、文化・スポーツ振興の費用
- 消防費…消防施設の整備や救急活動、災害対策などの費用
- 商工費…商工業の推進や振興などの費用
- 議会費…議会運営などの費用
- 農林水産業費…農林水産業の推進や振興などの費用

■市債の状況

平成30年3月31日現在の市民1人当たりの市債残高は33万1,183円です。

区分	金額
一般会計	549億4,149万円
公共下水道事業	161億3,384万円
水道事業	45億3,276万円
合計	756億809万円

※市債とは学校や道路、上下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などから借り入れたお金です。

■市有財産の状況

市が保有する主な財産は以下のとおりです。

(単位:㎡)

	土地	建物
行政財産	1,749,412	382,353
普通財産	118,011	7,736
合計	1,867,423	390,089

※行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設です。

※普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産です。